

嘉手納町各種運動競技における県外等派遣に関する補助金交付規則

(趣旨)

第1条 この規則は、町民が各種運動競技で県外（国内に限る。）又は県内離島（以下「県外等」という。）に派遣される場合の補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(派遣の基準)

第2条 派遣の基準は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 沖縄県スポーツ少年団又は公益財団法人沖縄県体育協会の加盟団体が主催又は主管する大会において、優勝若しくは準優勝の成績を収め選抜された場合、又は選考基準等により、沖縄県又は地区を代表して県外等への派遣（地区代表においては、県大会を除く。）決定がなされたとき。
- (2) 前号に準ずると町長が認めたとき。

(補助の対象及び交付回数)

第3条 補助の対象者は、町内に住所を有し、前条の規定に該当する者とする。

- 2 補助の対象となる人数は、当該大会要項に定められた登録人数（監督及びコーチを含む。）とする。ただし、監督及びコーチは町内団体に所属する者に限る。
- 3 補助の対象期間は、次の各号のいずれかによるものとする。
 - (1) 当該大会の開会式当日から競技終了の日までの期間とする。ただし、当該大会の日程により前泊又は後泊が必要とされる場合は、この限りでない。
 - (2) その他町長が認める期間。
- 4 補助金の交付回数は、個人につき当該年度1回を限度とする。ただし、補助金を交付された大会において優秀な成績を収め、主催団体から上位大会への出場権が付与された場合は、この限りでない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において別表により算出した額又は大会の派遣に係る自己負担額（主催団体から派遣費の補助金等がある場合は、算出した額からその額を控除した額。以下同じ。）のいずれか低い額とする。

- 2 補助の対象者が小学生及び中学生（以下「小中学生」という。）の場合、自己負担額が2万円以上かつ別表により算出した額が2万円未満のときは、2万円とする。ただし、自己負担額が2万円未満のときは、その額を補助額とする。
- 3 前条第2項に規定する監督及びコーチの補助金の額は、当該補助の対象者に準じて算出するものとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、嘉手納町各種運動競技における県外等派遣に関する補助金交付申請書（様式第1号）により大会派遣前までに次に掲げる関係書類を添えて、町長に申請しなければならない。ただし、第11条第1項に規定する概算払を希望する場合の申請は、同条第2項の規定によるものとする。

- (1) 大会要項
- (2) 選手名簿
- (3) 代表権の写し
- (4) 経費が分かる書類
- (5) 町内に住所を有していることが分かる書類
- (6) その他町長が必要と認めるもの

2 前項に規定する補助金の交付申請は、同一団体において申請を行う場合は、代表者をもって申請することができる。

（補助金交付の決定）

第6条 町長は、前条に規定する申請を受けたときは、これを審査して補助金の交付の可否を決定し、嘉手納町各種運動競技における県外等派遣に関する補助金交付（決定・却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告書の提出）

第7条 前条に規定する補助金交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該大会終了後、30日以内に嘉手納町各種運動競技における県外等派遣に関する補助金実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、町長が特別な事情があると認めたときは、この限りでない。

- (1) 競技結果等が分かる書類の写し
- (2) 補助の対象となる経費に係る領収書の写し
- (3) その他町長が必要と認めるもの

（補助金の確定）

第8条 町長は、前条に規定する実績報告を受けたときは、当該実績報告に係る書類等の審査を行い、交付すべき補助金の額を確定し、嘉手納町各種運動競技における県外等派遣に関する補助金額確定通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 前条に規定する補助の確定通知を受けた者（第11条第3項の規定する概算払請求書を既に提出した者を除く。）は、速やかに嘉手納町各種運動競技における県外等派遣に関す

る補助金請求書（様式第 5 号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第 10 条 町長は、前条又は次条第 3 項に規定する請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。

（補助金の概算払）

第 11 条 町長は、補助金の円滑な遂行を図るため必要と認めるときは、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 162 条の規定により、概算払により補助金を交付することができる。

2 前項に規定する概算払を希望する申請者は、第 5 条に規定する補助金の交付申請を、大会派遣の 21 日前までに、同条各号に掲げる関係書類を添えて町長に申請しなければならない。

3 第 1 項に規定する概算払を希望する交付決定者は、大会派遣 14 日前までに嘉手納町各種運動競技における県外等派遣に関する補助金概算払請求書（様式第 6 号）を、町長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第 12 条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この規則の規定に違反したとき
- (2) 補助金を目的以外の用途に使用したとき
- (3) その他不正な行為をしたとき

（補助金の返還）

第 13 条 町長は、次の各号のいずれかに該当した場合は、期限を決めて補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているとき
- (2) 補助金の交付額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているとき
- (3) 虚偽の申請その他不正の行為により補助金が交付されたとき

2 町長は、やむを得ない事情があると認めるときは、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

（委任）

第 14 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第4条関係）

区分		補助対象経費		
補助の 対象者	派遣場所	航空賃 又は船賃	宿泊費（夕食 及び朝食含む）	昼食代
小中学生	県外	利用可能で最も 有利な割引 料金により算 出した額の 50%とする。	大会要項等によ る。ただし、1人 1泊につき 7,000 円を限度額とす る。	大会要項等による。 ただし、1人1日 800 円を限度額とする。
	県内離島			大会要項等による。 ただし、1人1日 500 円を限度額とする。
小中学生	県外	1人 20,000 円を限度額とする。		
	県内離島			

様式第 1 号（第 5 条、第 11 条関係）

年 月 日

嘉手納町長 殿

住 所 嘉手納町
団 体 名
代表者名 ⑩
(個人の場合は個人名) ⑩
連 絡 先

嘉手納町各種運動競技における県外等派遣に関する補助金交付申請書

嘉手納町各種運動競技における県外等派遣に関する補助金交付規則第 5 条に基づき、補助金を交付して下さるよう関係書類を添えて申請いたします。

記

1. 大会主催団体からの派遣費の補助等の有無

- ☐有 (円)
☐無

2. 添付書類

- (1) 大会要項
- (2) 選手名簿
- (3) 代表権の写し
- (4) 経費が分かる書類
- (5) 町内に住所を有することが分かる書類
- (6) その他町長が必要と認めるもの

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

嘉手納町長

嘉手納町各種運動競技における県外等派遣に関する補助金交付（決定・却下）通知書

年 月 日付けで申請のありました補助金につきまして、下記のとおり決定しましたので、嘉手納町各種運動競技における県外等派遣に関する補助金交付規則第6条の規定により、下記のとおり通知します。

記

1. 補助の可否 可 ・ 否 （否の場合は、その理由）
理由：

2. 交付決定額 金 _____ 円

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、嘉手納町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、嘉手納町を被告として（訴訟において嘉手納町を代表する者は、嘉手納町長となります。）提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

嘉手納町長 殿

住 所
団 体 名
代表者名 ⑩
(個人の場合は個人名) ⑩

嘉手納町各種運動競技における県外等派遣に関する補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた補助金に係る大会が終了しましたので、嘉手納町各種運動競技における県外等派遣に関する補助金交付規則第7条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告いたします。

記

1. 大 会 名 _____
2. 派 遣 期 間 _____ 年 月 日 ～ _____ 年 月 日 (_____ 日間)
3. 補助対象者数 _____ 人
4. 交 付 決 定 額 金 _____ 円
5. 添 付 書 類
 - (1) 競技結果等が分かる書類の写し
 - (2) 補助の対象となる経費に係る領収書の写し
 - (3) その他町長が必要と認めるもの

様式第 4 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

嘉手納町長

嘉手納町各種運動競技における県外等派遣に関する補助金額確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した補助金については、嘉手納町各種運動競技における県外等派遣に関する補助金交付規則第 8 条の規定により、下記のとおり確定しましたので通知します。

記

1. 交付確定額 金 _____ 円
2. 精算（概算払を受けたとき）
 交付確定額 金 _____ 円

 交 付 済 額 金 _____ 円

 返 還 額 金 _____ 円

様式第 5 号（第 9 条関係）

年 月 日

嘉手納町長 殿

住 所
団 体 名
代表者名 ⑩
(個人の場合は個人名) ⑩

嘉手納町各種運動競技における県外等派遣に関する補助金請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた補助金について、嘉手納町各種運動競技における県外等派遣に関する補助金交付規則第 9 条の規定により、下記のとおり請求いたします。

記

請求額 金 _____ 円

振込先口座

金融機関名			
支店等			
預金種目	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

様式第 6 号（第 11 条関係）

年 月 日

嘉手納町長 殿

住 所
団 体 名
代表者名 ⑩
(個人の場合は個人名) ⑩

嘉手納町各種運動競技における県外等派遣に関する補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた補助金について、嘉手納町各種運動競技における県外等派遣に関する補助金交付規則第 11 条第 3 項の規定により、下記のとおり請求いたします。

記

概算払請求額 金 _____ 円
(交付決定額)

振込先口座

金融機関名			
支店等			
預金種目	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			